

○おいらせ町生涯学習人材バンク運営要綱

平成19年1月24日

教育委員会告示第5号

改正 令和4年7月29日教委告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）要綱（平成19年度おいらせ町教育委員会告示第4号）第4条の規定に基づき、人材バンクの円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(登録指導者)

第2条 人材バンクに登録する指導者（以下「生涯学習サポーター」という。）は、生涯学習活動に対して十分な理解と知識を有し、講義又は実技指導者として他の模範となる者とする。

(選考基準)

第3条 生涯学習サポーターの選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 文化、スポーツ、健康関係等の協会、連盟等の指導者の資格を有する者
- (2) 生涯学習活動に対する専門的知識を有し、講義又は実技指導者として他の模範となる者

(登録手順)

第4条 生涯学習サポーターの登録の手順は、次のとおりとする。

- (1) 前条の該当者で、次により登録申請のあった者について、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適任と認めた者を生涯学習サポーターとして決定し、通知するものとする。
 - ① 自主（本人が自主的に申請）
 - ② 推薦（本人の承諾を得て、推薦者が申請）
- (2) 前号の者で、生涯学習サポーターとして登録を受諾する場合は、生涯学習サポーター登録承諾書（様式第1号）及び登録者個人票（様式第2号）を提出する。
- (3) 教育委員会は、生涯学習サポーター登録承諾書及び登録者個人票に基づき、生涯学習人材バンク登録カード（様式第3号）を作成し、生涯学習サポーター名簿に登載する。
- (4) 前号で登載された指導者には、登録の決定を通知するとともに「生涯学習人材バンク登録証」を発行する。

(指導分野)

第5条 生涯学習サポーターの指導分野は、以下のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----------------|------------|
| A 囲碁・将棋 | B 医療 | C 音楽・芸能 |
| D 絵画 | E 華道 | F 教育全般 |
| G 健康・健康体操 | H 外国語・国際交流 | I 茶道 |
| J 写真・ビデオ | K 手工芸 | L 手話 |
| M 料理・食品 | N 書道 | O スポーツ |
| P 園芸・住まい | Q ダンス・舞踊 | R 地域・環境・福祉 |
| S パソコン・無線 | T 被服・美容・ファッション | U 幼児全般 |
| V 歴史・文学 | W レクリエーション | X その他 |

(追加及び更新登録、取消し)

第6条 登録者の追加、更新登録、取消しは、本人又は推薦者の申出により、必要に応じて行う。

(生涯学習サポーターの研修)

第7条 生涯学習サポーターの資質向上のため、各種講習会等に参加できるように配慮する。

(生涯学習サポーターの任務)

第8条 生涯学習サポーターの任務は、以下のとおりとする。

- (1) 団体等から指導の要請があった場合に、教育委員会の依頼を受け、その指導に当たるものとする。
- (2) 要請団体の連絡責任者と十分な打合せを行い、効果的な指導を心がけるとともに、事故等の防止に留意するものとする。
- (3) 研修と自己の資質向上に努めることとする。

(要請の手順)

第9条 生涯学習サポーターを要請する手順は、以下のとおりとする。

- (1) 教育委員会に文書で依頼する。(様式第4号)
- (2) 教育委員会は、要請に応じて生涯学習サポーターを選定し、依頼者の要請内容の連絡と受諾の可否を問い合わせ、依頼者に連絡する。(様式第5号)
- (3) 教育委員会は、要請した生涯学習サポーターに依頼文書を発送する。(様式第6号及び様式第7号)
- (4) 依頼者は、事業終了後、事業実施報告書を提出する。(様式第8号)

(要請対象の条件)

第10条 生涯学習サポーターの要請を依頼する場合、依頼者は次の条件を備えていなければ

ばならない。

- (1) 主催者及び責任者が明確であること。
- (2) 対象者及び利用施設が適切であること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等でないこと。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがないこと。

(生涯学習サポーターに対する経費)

第11条 生涯学習サポーターを依頼した場合の謝礼金、旅費等は、必要に応じ、原則として教育委員会が負担する。ただし、材料費については、参加者の負担とする。

附 則

この告示は、平成19年1月24日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月29日教委告示第15号)

この告示は、令和4年8月1日から施行する。